

令和7年3月1日から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、令和7年3月1日から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和7年2月28日以前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して、福岡県全職種単純平均で7.1パーセント上昇したところです。

また、令和7年3月1日から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定され、令和6年2月28日以前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して、全国平均で5.7パーセント上昇したところです。

これに伴い、技術者単価等の取り扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めることとしたのでお知らせします。

記

1. 措置の概要

「新労務単価」または「新技術者単価」を3月1日より適用したことに伴い、2.に定める工事等は、各契約書の定めに基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができるとします。

2. 対象工事または対象業務

令和7年3月1日以降に契約を締結する工事または業務（測量、調査、補償及び建設コンサルタントに関する業務）のうち、「旧労務単価」または「旧技術者単価」を使用して予定価格を積算しているもの

3. 具体的な取扱い

2.に定める工事等において、受注者より請求があった場合、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表す。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新資材単価等）により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

今回の特例措置の流れ

契約日が令和7年3月1日以降である工事請負契約または建設コンサルタント委託等か？



旧労務単価、旧技術者単価を使用しているか？



工事請負契約書第6 2条（業務委託契約書第6 1条）に基づき、受注者から請負代金額（業務委託）契約額の変更を請求※することができる

※ 工事の請求方法の参考例として、（建築系）協議書、（土木系）工事打ち合わせ簿 参照



新労務単価、新技術者単価及び契約時点の最新単価で変更契約を締結

工期（履行期間）内であれば請求は可能ですが、なるべく早い時期に請求の有無を発注機関の担当職員と打ち合せてください。